

各府省庁補足説明資料

内閣府	P 1 ~ P 4
総務省	P 5 ~ P 6
文部科学省	P 7 ~ P 1 0
厚生労働省	P 1 1 ~ P 1 3
農林水産省	P 1 4 ~ P 1 8
経済産業省	P 1 9 ~ P 2 2

デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

令和6年度予算額 **1,000.0億円**
（令和5年度予算額 1,000.0億円）

事業概要・目的

- 「デジタル田園都市国家構想交付金」により、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する。

デジタル田園都市国家構想交付金

R6当初

地方創生推進タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。

地方創生拠点整備タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

デジタル実装タイプ

デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。

地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。

（注1）令和5年度補正予算において、735億円を措置。

- ・ デジタル実装タイプ：360億円
- ・ 地方創生拠点整備タイプ：300億円
- ・ 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ：60億円
- ・ 地方創生推進タイプ：15億円

（注2）本交付金の一部は、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。

【地方創生推進タイプ】

- ・ 地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（先駆型・横展開型・Society5.0型）

	対象となる事業
先駆型	先駆性の高い最長5年間の事業
横展開型	先駆的・優良事例の横展開を図る最長3年間の事業
Society5.0型	地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる最長5年間の事業

- ・ 東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策（移住・起業・就業型）
 - 市町村が、UIJターンによる①地方への就業者や、②テレワークによる転職なき移住者等に対し、移住支援金（最大100万円）を支給する場合、当該経費の1/2を支援
- ・ 地域企業に対し、経営課題解決等に資するデジタル人材等のマッチングを支援。（プロフェッショナル人材事業型）
- ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備（地方創生整備推進型）

【地方創生拠点整備タイプ】（原則として3年間（最長5年間））

道の駅に隣接した観光拠点



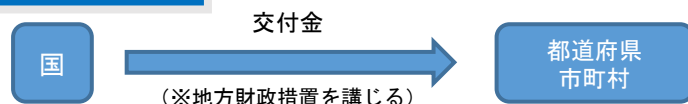
子育て支援施設



スタートアップ支援拠点



資金の流れ



期待される効果

- 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。1

令和6年度当初予算額 245億円 + 令和5年度補正予算 318億円 (令和5年度当初予算 295億円)

1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

2. 施策の内容

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業
- ・ こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所整備事業

3. 実施主体等

【実施主体】 （私立）市区町村

【設置主体】 （私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所 等
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】

（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

（公立） 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所の補助率は国1／2、設置者（市区町村）1／2

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度当初予算額 459億円の内数 (457億円の内数)

1. 施策の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。また、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

（※）都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

2. 施策の内容

- 【対 象 事 業】 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業
(3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業
(5) 家庭的保育改修等支援事業 (6) こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所改修等支援事業

3. 実施主体等

【実 施 主 体】 市区町村

【補助基準額（R6）】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1 施設当たり	利用（増加）定員19名以下	17,708千円	（① 23,611千円、② 27,153千円）
	利用（増加）定員20名以上59名以下	31,874千円	（① 37,777千円、② 41,319千円）
	利用（増加）定員60名以上	64,929千円	（① 70,833千円、② 74,374千円）

老朽化対応の場合 1 施設当たり 31,874千円 （① 37,777千円）

(2) 1 事業所当たり 25,972千円 （① 37,777千円、② 41,319千円）

(3) 1 施設当たり 25,972千円 （① 37,777千円、② 41,319千円）

(4) 1 施設当たり 37,777千円 （② 41,319千円）

(5) 保育所で行う場合 1 か所当たり 25,972千円 （① 37,777千円、② 41,319千円）

保育所以外で行う場合 1 か所当たり 2,833千円

(6) 1 事業所当たり 改修費等 4,324千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

【補 助 割 合】 (1)～(4)、(6) ※ (6) は私立の場合 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

(5)、(6) ※ (6) は公立の場合 国：1／2、市区町村：1／2

（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

(1)～(4) 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体 1／4

(5) 国：2／3、市区町村：1／3

地域の実情や課題に応じた少子化対策（地域少子化対策重点推進交付金）

長官官房 参事官（総合政策担当）

10.0億円（10億円）R5補正90億円 ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 我が国の少子化は深刻さを増しており、静かな有事とも言える状況にある。2022年の出生数は80万人を割り込み、過去最少となり、政府の予測よりも8年早いペースで少子化が進んでいる。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が行う少子化対策の取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充する。

2 事業の概要・スキーム

- ① 地域少子化対策重点推進事業
結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援する。
- （１）地域結婚支援重点推進事業
・一般メニュー（補助率：2/3）
結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化 等
- （２）結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業
・一般メニュー（補助率：1/2）
男性の家事・育児参画促進、結婚、妊娠・出産、子育て支援情報の「見える化」支援 等
- ② 結婚新生活支援事業
結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が新婚世帯を対象に家賃・引越費用等を補助する取組を支援する。
- ・一般コース（補助率：1/2）
【対象世帯所得】500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：60万円 夫婦共に39歳以下（左記世帯を除く）：30万円

【参考】令和5年度補正予算（概要） 90億円

- ① 地域少子化対策重点推進事業
（１）地域結婚支援重点推進事業
・一般メニュー（補助率：2/3）
・重点メニュー（補助率：3/4） 自治体間連携を伴う取組、AIを始めとするマッチングシステムの高度化、地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実 等
- （２）結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）
（３）結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業
・一般メニュー（補助率：1/2）
・重点メニュー（補助率：2/3） 自治体間連携を伴う取組、地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成、子育て家庭やこどもとの触れ合い体験 等
- ② 結婚新生活支援事業
・一般コース（補助率：1/2） ・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

3 実施主体等

- ① 地域少子化対策重点推進事業
都道府県、市区町村等
- ② 結婚新生活支援事業
都道府県、市区町村等

総務省における中心市街地活性化施策の概要

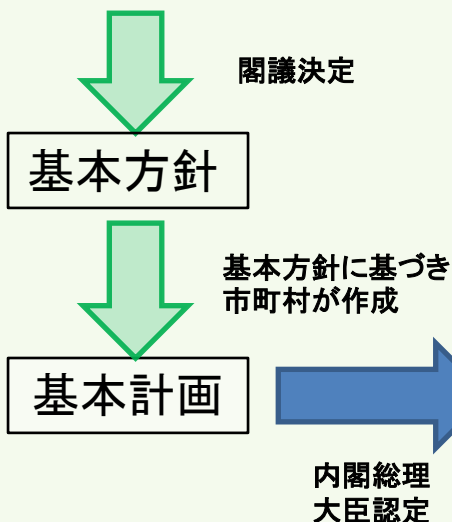
目的

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで地域活性化に寄与することを目的とする。

支援スキーム

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日法律第92号)に基づき、以下のとおり実施

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:総務大臣ほか全ての閣僚)



総務省の認定基本計画への支援措置

・中心市街地活性化ソフト事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について、特別交付税により措置する。

・中心市街地再活性化特別対策事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を、一般単独事業債の対象(充当率75%)とし、その元利償還金の30%を特別交付税により措置する。

総務省における中心市街地活性化施策の対象事業

中心市街地活性化ソフト事業

①イベント事業

②講演会、シンポジウム等

③後継者育成研修事業

④具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等

⑤空き店舗対策事業

⑥その他特に重要なソフト事業

①～⑥は全て中心市街地活性化を目的とする事業に限られる。

※商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する場合を含む。

※国庫補助金や交付金等を伴う事業は対象としない。

中心市街地再活性化特別対策事業

(1) 公共施設整備事業

- ・集客力を高める施設の整備
(多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等)
- ・地域の産業の振興に資する施設の整備
(展示施設、物産会館等)
- ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備
(ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等)
- ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備(託児所、親子交流サロン、学習コーナー等)

(2) 助成事業

一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うもの(多目的ホール、イベントホール、多目的広場、イベント広場、駐輪場等の広く一般住民の直接の利用に供される施設で、地方公共団体が自ら設置する場合と同様の公共性を有するものに限る。)に対する市町村の助成事業

国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和6年度予算額 11,334百万円
(前年度予算額 11,334百万円)
令和5年度補正予算額 5,599百万円



現状・課題

国宝・重要文化財建造物は、滅失してしまえば取り返しのつかないものであるが、経年等による劣化は避けられない。文化財建造物を確実に次世代に継承するため、所有者等が適切な周期で安定的に保存修理を実施できるよう支援する必要がある。

地域の宝でもある国宝・重要文化財建造物は、観光振興等の核として地域の活性化に寄与するものであることから、公開活用等の取り組みについても支援し、文化財建造物の活用を促進する必要がある。

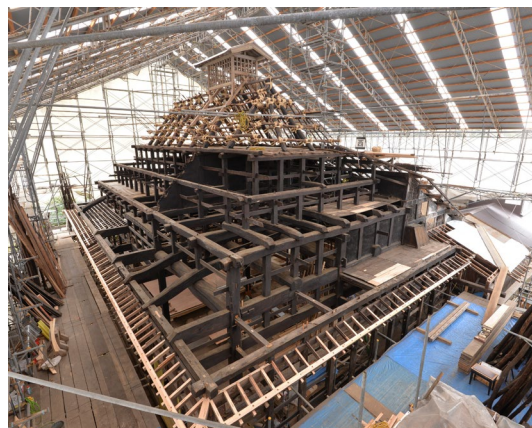
事業内容

- 補助対象事業
 - (1) 根本修理
 - (2) 維持修理
 - (3) 特殊修理
 - (4) 保存修理 (近現代建造物)
 - (5) 情報発信
 - (6) 先端技術活用
 - (7) 公開活用事業
 - (8) 環境保全等

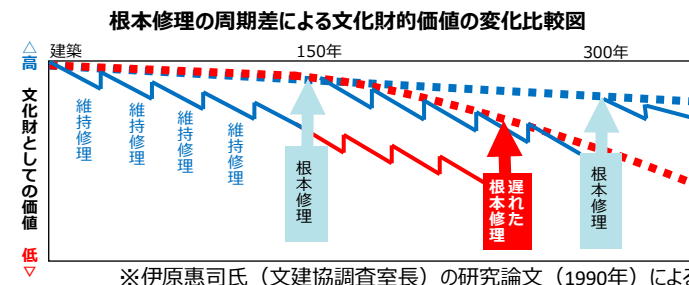
- 補助事業者：所有者、管理団体等

- 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

※財政状況による補助率の加算あり (最大35%)



重要文化財 尾崎家住宅主屋ほか8棟
半解体修理の様子 (鳥取県)



先端技術活用



ドローンを使用した S f M 写真測量
による 3D モデリングデータ

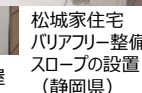


3D レーザ計測の作業状況

文化財の公開活用



門司港駅 (旧門司駅) 本屋
展示解説整備 (福岡県)



松城家住宅
バリアフリー整備
スロープの設置
(静岡県)

修理機会を捉えた情報発信

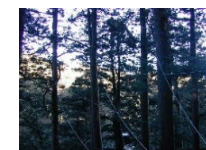


修理現場公開の様子
滝山東照宮本殿ほか2棟
(愛知県)



パンフレット等
による解説

周辺環境整備



ワイヤーによる支持



保存管理施設の設置

アウトプット (活動目標)

適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

令和8年

161件

(年間の木造建造物の修理事業実施件数)

文化財の匠プロジェクト (令和3年12月24日 文部科学大臣決定) に基づく目標値

短期アウトカム (成果目標)

修理周期の適正化 (木造建造物)

適正な修理周期

維持修理 30年

根本修理 150年

長期アウトカム (成果目標)

我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な文化財の劣化進行を抑制し、経済的にも合理的な時期に修理を行うことで、保存と活用の好循環を図る。

伝統的建造物群基盤強化

令和6年度予算額
(前年度予算額
令和5年度補正予算額

1,567百万円
1,567百万円)
3百万円



現状・課題

伝統的建造物群は、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している集落や町並みであり、市町村がこうした地区の保存・活用を図るもののうち、特に価値の高いものを国が「重要伝統的建造物群保存地区」（以下「重伝建地区」）に選定し、市町村の取組を支援している。

重伝建地区は、門前町や宿場町、商家町など観光資源としての人気も高いが、修理や修景、防災環境の整備が進んでいないなどの課題がある。地区全体の魅力と安全性を向上させ、観光振興や地方創生を図る必要がある。



香取市佐原伝統的建造物群保存地区の修理事例

事業内容

● 補助対象事業

- (1) 伝統的建造物群の保存・対策、防災対策に係る調査
- (2) 修理・修景・公開活用整備
- (3) 防災・耐震
- (4) 買上
- (5) 先端技術の活用

● 補助事業者：市町村

● 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え地区全体の魅力と安全性を向上

修理・修景、防災・耐震の促進



<滋賀県 近江八幡市八幡>
修景事業を実施した建造物



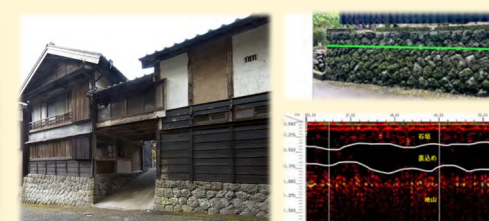
<福島県 下郷町大内宿>
防災事業で整備した放水銃

公開活用



<佐賀県 嬉野市塩田津>
公開活用施設

先端技術の活用



<静岡県 焼津市花沢>
石垣耐震補強のためのレーザー探査

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

アウトプット（活動目標）

- 重伝建地区の修理・修景等を実施した
- 地方公共団体の数

令和5年度	令和6年度
108	108

短期アウトカム（成果目標）

- 重伝建地区の文化財としての価値の維持と向上
- 重伝建地区の環境保全及び公開活用の促進
- 重伝建地区の防災環境の向上

長期アウトカム（成果目標）

- 地域の歴史や文化をいかしたまちづくりの推進
- 地域の活性化や観光拠点としての魅力向上
- 地域の文化財の保存・活用に対する国民の機運醸成に寄与。

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

令和6年度予算額

683億円

(前年度予算額

687億円)



文部科学省

令和5年度補正予算額

1,558億円

(令和4年度第2次補正予算額

1,204億円)

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

①新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・共用化・集約化

②防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
 - 避難所としての防災機能強化
 - 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等
- ※体育館への空調新設は補助率 1 / 2、令和 7 年度まで

③脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進 (木造、内装木質化)

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



激甚化・頻発化する災害への対応



台風で屋根が消失した体育館

避難所としての防災機能強化



バリアフリートイレの整備

1
新しい時代の
学校施設

公立学校施設の
整備

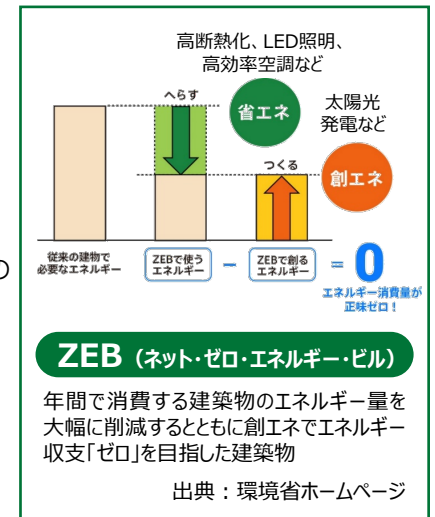
2
国土強靱化

3
脱炭素化

他施設との複合化により学習環境を
多機能化しつつ、効率的に整備



柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



具体的な支援策

制度改正

学びの多様化学校や夜間中学として小中学校等を設置する自治体に対する施設整備に係る**支援の拡充**
(廃校や余裕教室等の既存施設を改修して活用する場合における新しい支援メニューの創設：**補助率 1 / 2、令和 9 年度まで**)

単価改定

物価変動の反映や標準仕様の見直し等による増
対前年度比 + 10.3%
小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合
R5:268,300円/㎡ ⇒ R6:296,000円/㎡

体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金等)

令和6年度予算額 : 3,228,456千円
(前年度予算額 : 3,600,000千円)
令和5年度補正予算額 : 1,590,516千円
(令和4年度第2次補正予算額 : 815,546千円)

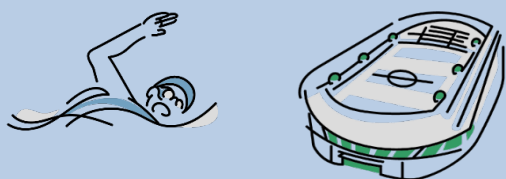


事業開始年度 平成23年度～

▶ 自治体が整備する体育・スポーツ施設に対して学校施設環境改善交付金を交付することにより、以下を推進する。

- 地域のスポーツ環境の充実
- 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備
- 災害時には避難所として活用されるための環境整備（耐震化及び空調設備の整備等）

スポーツをする場の確保



- 学校のプール、武道場の新改築等
- 地域の拠点となる運動場、体育館、プール、武道場等の新改築等

※改築：既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

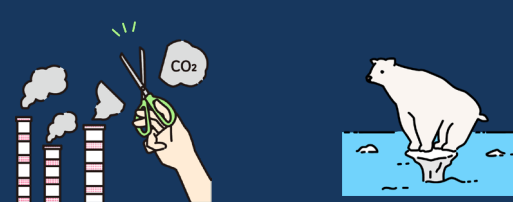
国土強靱化の推進



避難場所の活用

- 地域のスポーツ施設の耐震化（構造体・非構造体）
- スポーツ施設の空調整備

脱炭素社会の推進



- 地域のスポーツ施設に再生可能エネルギーを整備
- CO2排出減に寄与する整備を支援

補助対象

地方公共団体

算定割合

1/3 補助 ※災害対応の浄水プール等は1/2

R6制度改正

- 社会体育施設の空調設備（新設）について、補助率を1/2に引上げ（令和7年度までの時限的措置）

事業開始年度 令和5年度～

▶ 地域スポーツクラブ活動に必要な用具の保管のための用具庫等、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に資する施設について、整備・改修（32億円の内5,000万円）を支援する。

補助対象

地方公共団体

補助対象となる学校種

公立中学校

算定割合

1/3 補助

効果

- ✓ 災害に強く、災害時にも快適に過ごせるスポーツ施設を整備することで、災害に強いまちづくりに繋がる。
- ✓ 環境にやさしい地域のスポーツ施設を増やし、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ✓ 地域スポーツクラブ活動に必要な整備・改修を支援することで、地域のスポーツ環境整備を促進する。

医療提供体制施設整備交付金の概要

I 予算額

令和5年度当初予算額

令和6年度当初予算額

2,555,264 千円

→

2,555,264千円

II 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

IV 交付対象

注1) 公立(都道府県、市町村、地方独立行政法人、一部事務組合、広域連合)は補助対象外
注2) 公的…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

補助対象事業《メニュー区分》	公 的	民 間	独 法	調整率	補助対象事業《メニュー区分》	公 的	民 間	独 法	調整率
休日夜間急患センター	○	○	○	0.33	特殊病室施設	○	○	○	0.33
病院群輪番制病院及び共同利用型病院	○	○	○	0.33	肝移植施設	○	○	○	0.33
救急ヘリポート	○	○	○	0.33	治験施設		○	○	0.33
ヘリポート周辺施設整備	○	○	○	0.33	特定地域病院	○	○	○	0.33
(地域)救命救急センター	○	○	○	0.33	医療施設土砂災害防止施設整備事業	○	○	○	0.5
小児救急医療拠点病院	○	○	○	0.33	南海トラフ地震に係る津波避難対策	○	○	○	0.33
小児初期救急センター施設	○	○	○	0.33	アスベスト除去等整備	○	○	○	0.33
小児集中治療室	○	○	○	0.33	医療機器管理室		○	○	0.33
小児医療施設	○	○	○	0.33	地球温暖化対策	○	○	○	0.33
周産期医療施設	○	○	○	0.33	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設(民間は一部)	○	○	○	0.33
地域療育支援施設	○	○	○	0.5	地域拠点歯科診療所施設	○	○	○	0.5
共同利用施設(開放型病棟等)		○	○	0.33	医療施設浸水対策事業	○	○	○	0.33
医療施設近代化施設	○	○	○	0.33					
基幹災害拠点病院	○	○	○	0.5					
地域災害拠点病院	○	○	○	0.5					
腎移植施設	○	○	○	0.33					

V 調整率

➤ 調整率 0.5、0.33

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和5年度予算額

45億円

(令和4年度補正予算 99億円)



令和6年度予算額

45億円

(令和5年度補正予算 102億円)

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。

(補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／4、設置者1／4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。

増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

日中活動系サービス等の充実・ 地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



生活保護施設等の整備

- 生活保護法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設（救護施設、授産施設、女性自立支援施設等）等の整備に要する経費の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図る。



耐震化・防災対策の推進

- 障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



地域支援事業（地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金）

令和6年度当初予算額 1,804億円（1,933億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



咲かそう、地域包括ケアの花！

2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」
※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能
- ② 包括的支援事業・任意事業
「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
1号保険料、2号保険料と公費で構成（介護給付費の構成と同じ）
- ② 包括的支援事業・任意事業
1号保険料と公費で構成（2号は負担せず、公費で賄う）

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

- 実施主体 市町村
- 事業内容 高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

- ア 介護予防・生活支援サービス事業
訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント
- イ 一般介護予防事業
介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

- 地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。
- ア 地域包括支援センターの運営
介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- イ 社会保障の充実
在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。
介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

農村集落基盤再編・整備事業（農山漁村地域整備交付金）

事業の概要

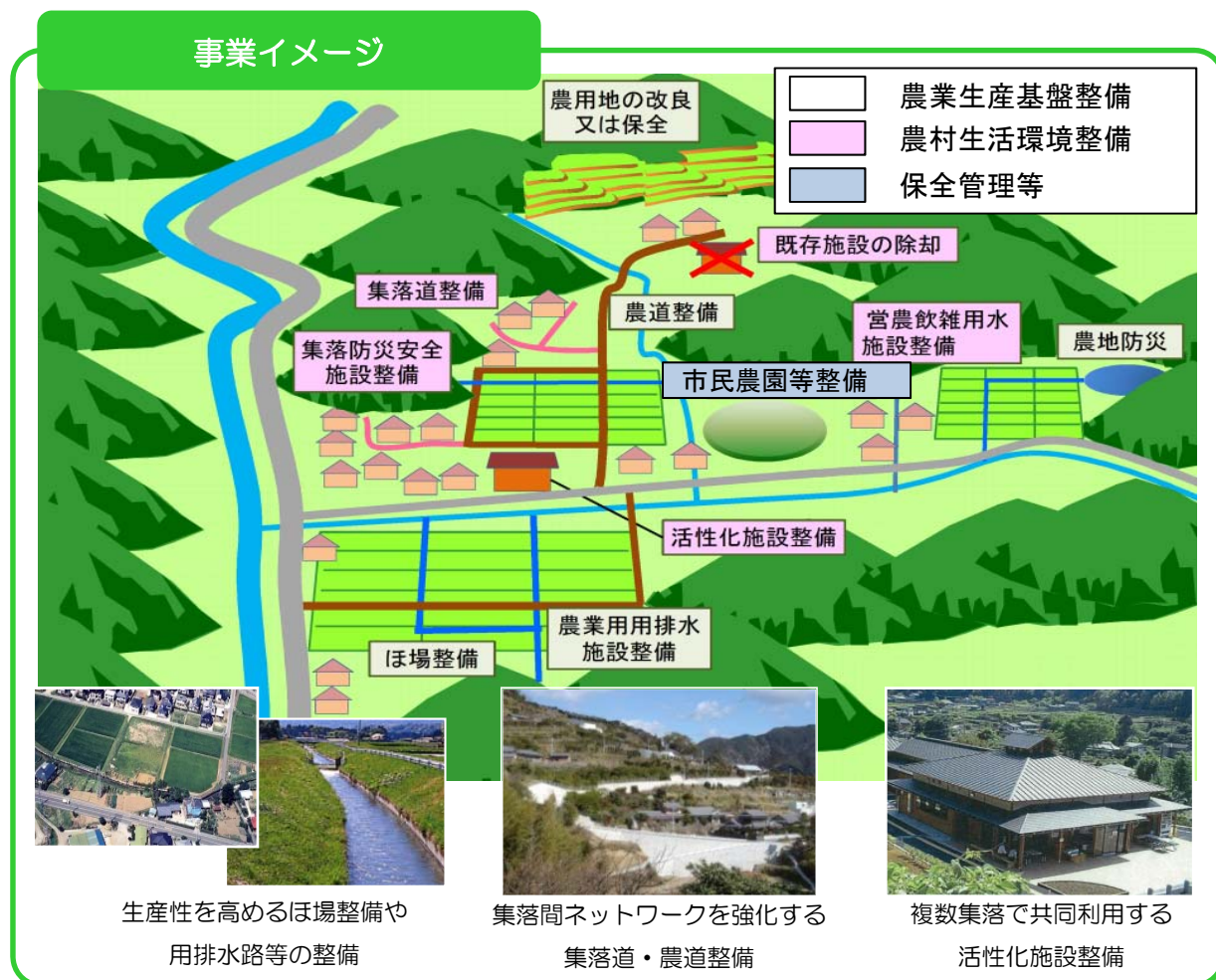
都道府県又は市町村が策定する農村振興基本計画等に即し、農地や農業用排水施設などの農業生産基盤整備と併せて農業集落道や農業集落排水施設などの農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施。

<特徴>

- 農村地域を総合的に整備することにより、秩序ある土地利用、生活環境の改善など、農業生産基盤と生活環境の両面で質の高い環境整備が可能です。
- 農業の生産条件等が不利な中山間地域においても、農業生産基盤整備と併せて農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施することにより、中山間地域における農業・農村の活性化を支援します。

事業メニュー

区分	事業種類	事業内容
農業生産基盤整備	(1) 農業用排水施設整備	農業用排水施設の整備
	(2) 農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の整備
	(3) ほ場整備	農用地の区画整理、これと関連する整備
	(4) 農用地開発	農用地の造成とこれに附帯する施設の整備
	(5) 農地防災	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するための施設の整備
	(6) 客土	農用地につき行う客土
	(7) 暗渠排水	農用地につき行う完全暗渠の整備
	(8) 農用地の改良又は保全	農用地の改良又は保全に必要な整備
農村生活環境整備	(1) 農業集落道整備	農道を補完する集落周辺の道路の整備
	(2) 営農飲雑用水施設整備	家畜、園芸、洗浄など営農飲雑用水施設の整備
	(3) 農業集落排水施設整備	雨水を排除する施設等の整備
	(4) 集落防災安全施設整備	集落の防災安全のために必要な施設の整備
	(5) 用地整備	非農用地の整備、農業施設用地の整備
	(6) 活性化施設整備（中山間のみ）	農業生産活動等の拠点等多目的施設の整備
	(7) 地域農業活動拠点施設整備（中山間以外）	農業生産活動、地域保全活動等の拠点施設の整備
	(8) 集落環境管理施設整備	農産廃棄物等の処理、再利用施設の整備
	(9) 交流施設基盤整備（中山間のみ）	多目的広場等や附帯する施設の整備
	(10) 情報基盤施設整備	施設の遠隔管理システム、防災情報システムの整備
	(11) 市民農園等整備	市民農園の整備及び附帯する施設の整備
	(12) 生態系保全施設等整備	自然・生態系保全施設、修景施設等の整備
	(13) 地域資源利活用施設整備	地域資源を活用し農業生産を補完する施設の整備
	(14) 施設補強整備	農業施設の安全性の確保に必要な補強整備
	(15) 施設環境整備	高齢者・障害者の利用に資する農業施設の改修整備
	(16) 歴史的土壌改良施設保全整備	歴史的土壌改良施設の補強等の保全整備
	(17) 施設集約整備	農業農村施設の撤去、撤去跡地の整備
	(18) 交換分合	農用地等の交換分合
保安全管理等整備	(19) 集落土地基盤整備	必要な範囲内の農振白地の農用地の改良・保全整備
	(1) 高付加価値農業基盤整備	高付加価値農業の営農に必要な用水及び排水整備
	(2) 附帯整備	既設高付加価値農業に係る施設の撤去・移転
	(3) 用地整備	耕作放棄地等の利活用のための用地整備
	(4) 市民農園等整備	市民農園の整備及び附帯する施設の整備
	(5) 生態系保全施設整備	生態系の保全に資する施設の整備
	(6) 遊水池整備	周辺地域からの流水の一時貯留施設等の整備
	(7) 土地改良施設撤去及び跡地整備	土地改良施設の撤去及び跡地整備
	(8) 交換分合	農用地等の交換分合



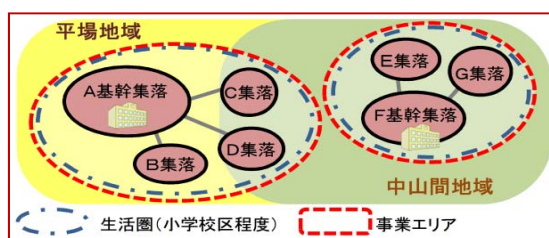
○事業体系

農山漁村地域整備交付金

└ 農村集落基盤再編・整備事業

- └ 集落基盤再編型
- └ 中山間地域総合整備型
- └ 農地環境整備型
- └ 実施計画策定型

○平場から中山間まで一体的に再編・整備



＜交付先等＞

○ 集落基盤再編型

1. 交付先：都道府県、市町村
2. 事業実施主体：都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合等
3. 交付率：1／2等

○ 中山間地域総合整備型

1. 交付先：都道府県、市町村
2. 事業実施主体：都道府県、市町村
3. 交付率：55％等

○ 農地環境整備型

1. 交付先：都道府県、市町村
2. 事業実施主体：都道府県、市町村
3. 交付率：55％等

※沖縄振興公共投資交付金においても上記事業に対する支援が可能

「農地環境整備型」実施イメージ

耕作放棄地が介在する地域において、営農の再開が見込めない区域と営農を継続し生産性向上を図る区域を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境保全と、優良農地の生産性向上を図るための整備を一体的に実施。

事業実施前



事業実施後



「生産区域」(凡例:  )

・農業生産性の向上を目的とした基盤整備

「保全管理区域」(凡例: )

・保全管理、利活用による周辺農地への悪影響の除去

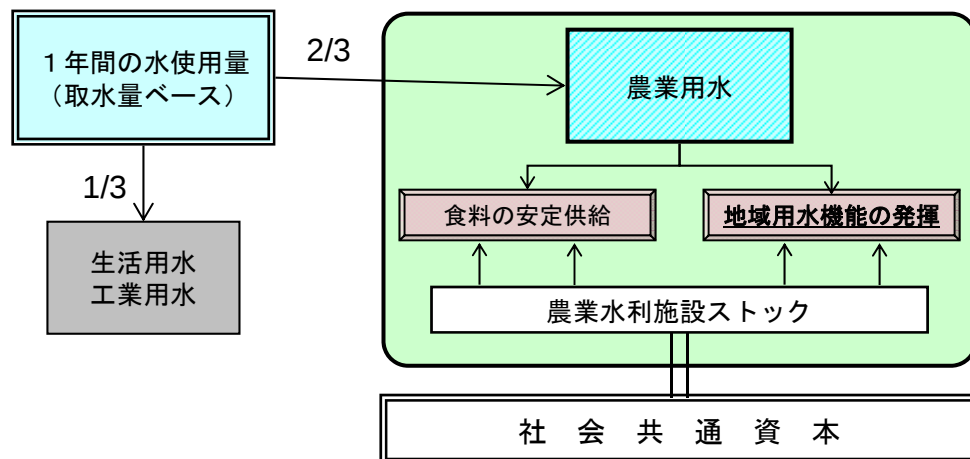
農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業

(現 状)

- ・ 農業用水の年間取水量は、我が国の水使用量の 3 分の 2 に相当。

(背 景)

- ・ 農業用水は、昔から「地域の水」として人々の生活に密着し、炊事、洗濯等の生活用水や消雪用水などの地域用水機能を発揮。
- ・ また、農村地域の景観形成や親水、生態系保全を通じて、地域住民や都市からの来訪者に「うるおい」や「やすらぎ」を提供。



- 農業水利施設の適切な保安全管理・整備と一体的に、農業用水の有する多面的な機能（地域用水機能）の発揮や、自然に恵まれた緑地空間の形成等を図ることにより、地域住民にも開かれた魅力ある農村空間の形成を推進。



親水機能

水深を浅くし、自然石を護岸に用いるなど、子どもたちが水に親しめるようにしています。



消流雪用水機能

冬には消流雪用水路として、住民の生活に欠くことのできない役割を担っています。



生態系保全機能

野生生物や魚類などの生息を助け、自然生態系の機能を再生しています。



生活用水機能

農作物や農機具などの洗い場として、昔から広く利用されています。

○ 食品流通拠点整備の推進（強い農業づくり総合支援交付金の一部）

【令和6年度予算概算決定額 12,052（12,052）百万円の内数】

<対策のポイント>

卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援します。

<事業目標>

- 場内物流改善体制の構築に取り組んでいる卸売市場数（55市場〔令和6年度まで〕）
- 共同物流拠点における入荷時のトラックの積載率と比較して、出荷時の積載率を10%以上向上

<事業の内容>

1. 卸売市場施設整備

生鮮食料品等の流通の核としての機能の高度化、防災・減災への対応、農林水産物の輸出拡大、食料安全保障に対応した生鮮食料品等の流通を実現するため、

- ① 品質・衛生管理の強化
- ② 物流業務の効率化、省力化
- ③ 保管調整機能の強化
- ④ 輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保
- ⑤ 輸出先国が求める衛生基準の確保

等に資する卸売市場施設の整備を支援します。

2. 共同物流拠点施設整備

物流効率化やCO2排出削減に資する共同配送・モーダルシフトのためのストックポイント等の共同物流拠点施設の整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 卸売市場施設整備

【温度管理、貯蔵保管機能の強化】



需要に対応した大小の定温施設



大規模流通に対応した保管施設

【効率・衛生的な荷下し・荷積み環境】



全天候型で、左右どちらにも荷下し可能な中央通路



外気の影響を受けないドックシェルター

【場内物流の効率化】



効率的な施設配置とレイアウトの自由度が高い売場

場内作業の自動化



多段移動台車 棚上搬送ロボット

【買受人、実需者の利便性の向上】



温度管理に対応し、効率的に作業できる買荷保管積込所

【防災機能の強化】

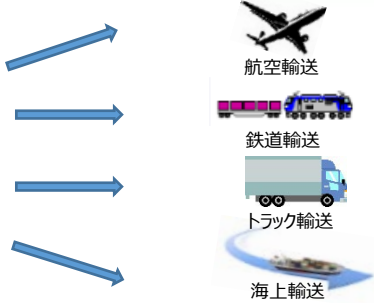


非常用電源

2. 共同物流拠点施設整備



共同物流拠点



商店街等活性化支援事業の全体像 【(独)中小機構運営費交付金の内数】

- 令和6年度における商店街等活性化支援事業は、「商店街等」を支援対象に加えた上で、「①中心市街地・商店街等診断・サポート事業」、「②中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業」、「③協議会運営支援事業（中心市街地活性化協議会支援センター事業）」、「④地域カルテDB運営事業」の4事業を中小機構・中企庁・経産局の3者連携の下で実施する。

（商店街等活性化支援事業）
中小企業基盤整備機構

支援事業

専門家派遣

①中心市街地・商店街等診断・サポート事業

- A. 巡回型支援：商店街等からの問い合わせ等を端緒に専門家が現地を訪問。地域課題の特定や、次のアクションに資する支援メニューの提案や取り組むべき方向性のアドバイス等を実施。
- B. パッケージ型支援：複数の専門家で構成するプロジェクトチームを派遣し、伴走支援を通じて地域における事業推進体制（組織の組成、地域関係者の連携強化、事業収益力の強化等）の強化を図る。

②中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業

データ／情報活用
ネットワーク強化

③中心市街地活性化協議会運営支援事業（中心市街地活性化協議会支援センター事業）

- A. 電話等による各種相談 B. 取組事例紹介等（情報発信）
C. まちづくり人材のスキル向上・ネットワーク構築に向けた交流会等の開催

④地域カルテDB運営事業

支援地域の様々な情報をバックデータとして一元的に集約・管理し、専門家等が地域へ入る際の基礎情報（地域カルテ）として活用。支援の質・実効性の向上を図るとともに、支援実績・成果の見える化を目指す。



連携・協働

経済産業省・中小企業庁
地方経済産業局

中心市街地・商店街等診断・サポート事業の概要

巡回型支援

事業概要	● <u>意欲ある地域からの問い合わせ・相談を端緒に、専門家等が現地を訪問し、ヒアリングを通じて地域ニーズの抽出や地域課題の特定を行うことで、地域に対し、次のアクションに向けた行動変容を促すことを目的とする。</u>
支援対象	① 商店街組織（任意団体含む） ② まちづくり会社 ③ 中心市街地活性化を検討する商工会議所・商工会・まちづくり会社等の組織 等
訪問回数	● 3.0事案／年※まで ※ 1回あたり0.5事案(半日相当)

パッケージ型支援

事業概要	● <u>意欲ある地域に対し、複数の専門家で構成するプロジェクトチームを派遣し、伴走支援を通じて地域における事業推進体制の強化※を図ることを目的とする。</u> ※ 事業実施組織の組成、事業収益力の強化、地域関係者の連携強化など 【支援イメージ】 ・地域の面的価値を高める取組を重点的に支援するため、<u>地域ニーズの抽出や地域課題の特定をはじめ、調査・分析等に基づいた助言・診断等を行う。</u> ・さらに、<u>新たな取組（空き店舗対策、新規事業創出、地域の推進体制構築等）の検討・計画策定等に向けた助言・面的な伴走支援等を行う。</u>
支援対象	① 中心市街地の活性化を検討する商工会議所・商工会・まちづくり会社等の組織 ② 商店街組織（任意団体含む）、まちづくり会社等 ※②については、自治体が策定するまちづくり計画や商店街活性化計画等に位置付けられているエリア又は、申請時に自治体による支援計画書（仮称）が付されているエリアに限る。
支援期間	● <u>事業内容に応じて、最大3年間、継続支援可能</u>

※現在制度設計中のため、事業内容は変更する可能性があります

中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業の概要

- 中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業は、認定中心市街地活性化計画（各地域において独自に定めた中心市街地活性化計画を含む）に基づく事業を対象に、中小企業アドバイザーによる助言等を通じて該当事業のブラッシュアップを図ることで、中心市街地等の活性化に寄与することを目的とする。

支援対象	①中心市街地活性化協議会 ②認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者
事業概要	● 次のいずれかに掲載若しくは掲載見込の事業について、中小企業アドバイザーを派遣し、専門的見地からの助言や解決策の提案を行う。 ・ 中活法に基づく認定を受けた基本計画に係る事業（認定期間が終了した基本計画を含む） ・ 各地域で定めた中心市街地活性化のための計画（認定を受けていない独自計画）に係る事業など
ゴール設定	● 中心市街地活性化計画に定める目標値の達成等
支援期間	● 随時受付 ● 費用無料（3.0事案／年まで） ※基本計画認定地域は5.0事案／年まで無料。また、有料派遣を含め最大10.0事案まで利用可能。

※現在制度設計中のため、事業内容は変更する可能性があります

中心市街地活性化のための融資制度 ～日本政策金融公庫 企業活力強化資金のご紹介～

- 中心市街地において、卸・小売・飲食店、サービス業に意欲的に取り組む中小企業・小規模事業者を支援。
(まちづくり会社については、卸・小売等を営むものに加えて、不動産賃貸業を営む場合も対象)
- 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に関連する取り組みで、民間投資により中心市街地の活性化を図ろうとする事業者を支援。

【基本事項】

	国民生活事業	中小企業事業
資金使途・貸付期間	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内	
金利	固定金利	
貸付限度額	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	7.2億円
貸付利率	基準利率	

【特別利率】

(ア) 中心市街地関連地域において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又は同地域において不動産賃貸業を営むまちづくり会社		
貸付利率	認定地域：特別利率C 中心市街地関連地域（旧認定地域等）：特別利率B	認定地域：特別利率② 中心市街地関連地域（旧認定地域等）：特別利率①
特別利率 適用限度額	貸付限度額の範囲	2.7億円
(イ) 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（中活法：S特）の認定に基づき当該事業を実施する者		
貸付利率		特別利率③
特別利率 適用限度額		貸付限度額の範囲
(ウ) 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（中活法：S特）の認定に基づき整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等		
貸付利率		特別利率③
特別利率 適用限度額		2.7億円

【利率一覧】（令和6年3月1日現在）（※）

■ 中小企業事業（貸付期間の最短と最長のものを記載）				単位：％
基準利率	特別利率①	特別利率②	特別利率③	
1.30～2.00	0.90～1.60	0.65～1.35	0.60～1.10	

■ 国民生活事業（無担保の場合）				単位：％
基準利率	特別利率A	特別利率B	特別利率C	
2.20～3.30	1.80～2.90	1.55～2.65	1.30～2.40	

中心市街地関連地域向け

(ア)

●貸付対象

内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地内において卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業、不動産賃貸業※のいずれかを営む者

※不動産賃貸業者の条件

(i)行政出資3%以上等、中活法15条に規定されるまちづくり会社

(ii)民間中心市街地商業活性化事業(中活法42条)認定を受けたまちづくり会社

⇒中心市街地の商業・サービス業等の顧客の増加、経営の効率化、起業・創業、新規開業等を支援するソフト事業に対し、経済産業大臣が認定。

●資金使途

合理化・共同化等を図るための設備資金、長期運転資金

特定民間中心市街地経済活力向上事業(S特)

●貸付対象

(1)S特事業認定事業者 (イ)

⇒地域住民等のコミットメントがあり、周辺地域への経済波及効果が見込まれる民間商業プロジェクトに対し、経済産業大臣が認定。

(2)S特整備施設内において、卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業のいずれかを営む者 (ウ)

●資金使途

合理化・共同化等を図るための設備資金、長期運転資金

(※) 左記利率は、標準的な貸付利率です。
適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて所定の利率が適用されます。